

## 平成23年度京都市中小事業者省エネ総合サポート事業FAQ

### FAQ目次

#### 【省エネ診断質問区分】

- (1) 受診申し込みについて . . . P 2
- (2) 受診対象者について . . . P 2～3
- (3) 受診対象設備について . . . P 4

#### 【省エネ設備導入補助金質問区分】

#### 【地域グリーンニューディール基金活用補助金質問区分】

- (1) 補助申し込みについて . . . P 5～6
- (2) 制度について . . . P 6～7
- (3) 補助対象者について . . . P 7～8
- (4) 補助対象設備について . . . P 8
- (5) 補助対象経費について . . . P 8～9
- (6) 添付書類について . . . P 9
- (7) その他について . . . P 9

## 【省エネ診断】

### (1) 受診申し込みについて

Q 1 省エネ診断を申し込むにはどのようにすれば良いか？

A 1 京都市省エネ診断申込書（第1号様式）を当室ホームページにてダウンロードいただくか若しくは当室にて入手いただき、必要事項をご記入の上、電子メール、郵送、FAX、のいずれかでお申込みください。

Q 2 省エネ診断を受けるための費用は？

A 2 無料で省エネ診断致します。ただし、申込件数には限りがありますので、一度当室へご連絡頂きますと、お早めにお申込みください。

Q 3 エネルギー使用状況調書はどの程度まで記入する必要があるのか？

A 3 エネルギー使用量を把握されている範囲での回答で結構ですので、ご記入願います。なお、省エネ診断実施時まで可能な限り、エネルギー使用量（平成22年4月分から平成23年3月分まで）が把握できる資料（電気・ガス・上下水道料金の請求書など）を準備願います。

### (2) 受診対象者について

Q 1 省エネ診断を受診することができる対象者は？

A 1 市内に事業所を置く事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の社会福祉法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人
- ・ 特定事業者（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準じる事業者は除きます。）
- ・ その他、市長が認める団体

※その他、市長が認める団体とは、省エネ設備補助対象者には該当しないものの、省エネ診断を行うことで温室効果ガスの削減に寄与することのできる団体で、次に示す団体のうち常時使用する従業員又は社員等の数が100人以下の団体とする。なお、組合、連合会等の事業者が所有する事務所ビル等を省エネ診断の対象とするものであり、組合、連合会等に所属している組合員企業、社員の事業所を対象とするものではない。

- ・ 企業組合
- ・ 協業組合
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商

店街振興組合連合会

- ・生活衛生同業組合，生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- ・酒造組合，酒造組合連合会
- ・一般社団法人，一般財団法人及び特例民法法人（旧公益法人）
- ・その他，前各号に類似する団体であって，法律により設立された組合，団体及びその連合会

Q 2 昨年度に本社を省エネ診断してもらいましたが，今年度に支社を診断してもらうことは可能か？

A 2 支社に付きまして本社を受診頂いた時と同様に条件にさえ該当していれば，受診可能となります。ただし，申し込みが予定件数を越えた場合は過去に省エネ診断を受診されていない事業者を優先させていただきます。

Q 3 本社は京都市内にあるが，支社が市外に存在する場合，支社を診断してもらうことは可能か？

A 3 京都市内の事業所のみ，診断対象となります。

Q 4 アパート（マンション）を所有し，賃貸事業を営んでいますが，アパート（マンション）の共用部も省エネ診断及び省エネ設備導入補助金交付の対象となりますか？

A 4 他人に賃貸するアパート（マンション）の場合は，所有者の「事業所」には該当しないため，本事業の対象とはなりません。

尚，逆にアパート（マンション）を賃借して事業を営んでいる場合は，その賃借した場所が本事業の対象事業所となります。

Q 5 同一年度に複数の事業所について省エネ診断を申し込むことは可能か？

A 5 同一年度に受診可能な事業所は，1つの事業者において2箇所まで可能です。

ただし，希望する建物の建築又は大規模改修から，3年以上が経過していることが条件となります。

Q 6 1回で診断してもらえる事業所の範囲については，登記上の住所が同じであれば全ての建物について診断してもらえるのか？それとも，事業所であれば住所が異なる場合でも1箇所としてカウントされるのか？

A 6 1回で診断する受診事業所とは，登記上の住所を問わず1箇所に付き，1つの建築物及びそれに付帯する設備について診断させていただきます。また，1つの事業所内であっても建築物が異なる場合については，2箇所としてカウント致しますので，京都市省エネ診断申込書（第1号様式）を2枚ご記入願います。

(3) 受診対象設備について

Q 1 受診の対象となる設備とは？

A 1 受診の対象となる機器については直接製造工程に係る機器や医療に係る機器等を除いたものが対象機器となり、例えば、空調設備、照明設備、受変電設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備などが対象設備に挙げられます。

【省エネ設備導入補助金】

【地域グリーンニューディール基金活用補助金】

(1) 補助金の申し込みについて

Q 1 他の補助金との併用受給は可能か？

A 1 国などの補助金との併用は可能です。ただし、本市の他の補助金（京都市中小事業者省エネ総合サポート事業による補助金以外）を受けていないこと、又は受ける予定がないことが条件となります。なお、他の補助金を受けられる場合は、事業経費からその補助金額分を差し引いた額が本市の補助金の対象となる経費となります。

Q 2 省エネ診断を受診しなければ省エネ設備導入補助金を受給できないのか？

A 2 本市の「省エネ診断」並びに経済産業省が実施する「省エネルギー対策導入指導事業」を受診されていれば省エネ設備導入補助金を申し込むことが可能です。なお、省エネ診断等の結果は、補助金の交付申請される当該年度を含む3箇年度以内に実施されたものが対象となります。補助金の助成を受けて省エネ改修をご検討されている場合は一度当室へご相談願います。

Q 3 地域グリーンニューディール基金活用補助金のみの受給は可能か？

A 3 受給することはできません。本制度は省エネ設備導入補助金の補助交付予定金額に上乘せして助成する補助金制度となっております。

Q 4 省エネ診断で提案された項目が複数ある場合に複数の項目を同時に申請することが可能か？

A 4 複数の項目を同時に併せて申請することは可能です。ただし、省エネ設備導入補助金については上限3百万円、地域グリーンニューディール基金活用補助金については上限2百万円が限度額となります。

Q 5 省エネ診断で提案された項目が、複数ある場合で異なる項目（例えば空調機器更新、照明機器更新、給湯機器更新など）を複数年度に渡り、補助申請することは可能か？

A 5 省エネ診断等で提案された項目が複数あって、その異なる項目（例えば、1年目に空調機器の更新、2年目に照明機器の更新、3年目に給湯機器を更新するといったように）を複数年度に分けて補助申請することは可能です。（ただし、診断結果の有効期間は当該年度を含む3箇年度以内）

Q 6 省エネ診断で提案された項目のうち、同一種類の提案項目を複数年度に分割して申請することは可能か？（例えば、空調機器の更新を1年目に1階フロアを実施し、2年目に2階フロアを実施するみたいに）

A 6 省エネ診断で提案させて頂いた項目のうち、同一種類の提案項目についてエリアや系統並びに金額等で分割し、複数年度に割けて補助申請することはできません。

Q 7 省エネ診断において複数の提案があった場合、補助申請額の総額が限度額以内であれば、同一年度中に複数回に分けて申請することは可能か？

A 7 同一年度中の申請は一回限りとします。

Q 8 交付決定通知書（補助交付予定金額）の通知後に事業計画の見直しが発生した場合については、どのような手続きが必要となるのか？また、補助金の申請額を変更することは可能か？

A 8 交付決定通知書（補助交付予定金額）の通知後に発生した「補助対象事業費の変更（増額・減額）」、「補助事業完了予定期日の変更」、「整備する省エネ設備の仕様変更」については、変更承認申請書を提出して頂くこととなります。補助対象事業費以外の変更については、「軽微な変更」として取扱い、実績報告時に詳細を報告して頂きます。いずれにしても事業内容等を変更される際には事前に当室へご相談願います。

Q 9 補助金を交付決定する際の選定の順番はどのように決めるのか？

A 9 交付・不交付の決定については交付申請書の記載事項に不備が無く、必要な書類が添付されており、その他要綱等に定められた申請の形式上の要件に適合していることが確認できたものから順に決定します。

## （2）制度について

Q 1 「予算の範囲内で交付するものとする。」とあるが、どのような場合か？

A 1 本市の予算には限りがありますので、交付申請書の申請項目の全てが補助対象と認められる場合であっても、交付申請書を受理した時点での予算残額の範囲内でしか補助金交付予定金額を決定することができない場合があります。

Q 2 工事の着工はいつの時点で行えるのか？

A 2 補助金の交付申請書を提出後、本市で審査し、交付を決定する場合は交付決定通知書（第5号様式）において補助金交付予定金額を通知しますので、この通知書の交付日以降に工事の着工が可能となります。この通知書の交付日以前に工事を着手したものについては全て無効となります。

Q 3 工事完了後に補助金をもらうまでの手続きは？

A 3 工事が完了しましたら実績報告書に必要な書類を添えて、期日までにご提出頂き、書類の審査及び本市職員が、現地にて事業を実施されたことを確認した後、補助金の交

付額を決定し、交付額決定通知書において通知致します。この通知書が届きましたら交付請求書を本市にご提出頂き、本市で確認後、補助金を交付することとなります。

Q 4 省エネ診断を過去に受診しており、補助金の申請の際に提案時の機器よりも更なる省エネ効果の高いものが市場に出回っている場合、それらの機器で計画した補助金の申請は受理されるのか？

A 4 当室へ一度ご相談願います。省エネ効果にどのような変化があるのか、機器の性能や台数がどのように変化するのか、などの諸条件の変化を説明して頂いた上、個別に判断させていただきます。

Q 5 省エネ診断を受診し、診断時に提案した内容における使用条件（間取りの変更等）が変わった場合に補助金の申請は受理されるのか？

A 5 当室へ一度ご相談願います。省エネ診断報告時と現状の使用条件がどのように変わったのか、省エネ効果にどのような変化があるのか、機器の性能や台数がどのように変化するのか、などの諸条件の変化を説明して頂いた上、個別に判断させていただきます。

### （3）補助対象者について

Q 1 補助金を受給することができる対象者は？

A 1 京都市内に事業所を有する次のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の社会福祉法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人

また、補助対象者は、次に掲げる要件を満たす必要があります。

- ・ 整備事業を行おうとする事業所において、環境マネジメントシステム（ISO14001, KES）の認証を受けていること。
- ・ 省エネ設備整備事業を行おうとする事業所において、エネルギーの使用状況を把握すること。
- ・ 省エネ整備事業を行う建築物が、建築基準法等の建築関連法規に違反していないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。

Q 2 協同組合や病院は対象となるのか？

A 2 協同組合は対象にはなりません。（詳細は要綱を参照願います。）また、病院については個人の事業者及び常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人については対

象となります。

Q 3 中小企業者とは、資本金と従業員数の両方の要件を満たさなければ、対象者に該当しないのか？

A 3 中小企業基本法に定める、資本金か従業員数のどちらかの要件を満たしていれば、対象者に該当します。(下表参照)

業種分類	資本金	従業員数
製造業, 建設業, 運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

#### (4) 補助対象設備について

Q 1 補助の対象となる事業とは？

A 1 原則としては省エネ診断で提案された内容が対象となりますが、一度当室へご相談願います。なお、補助の対象となる機器については直接製造工程に係る機器や医療に係る機器等を除いたものが対象機器となり、例えば、空調設備、照明設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備などが対象設備に挙げられます。

#### (5) 補助対象経費について

Q 1 新築事業についても補助対象となるか？

A 1 本制度は新築や増築に係る事業については補助の対象とはなりません。

Q 2 計画どおりに省エネ改修が完了し、確定した工事金額が、交付申請書提出時よりも上回った場合に補助金を増額して請求することは可能か？

A 2 実際の改修に掛かった費用が交付申請時の工事金額を上回ったとしても補助交付予定金額を上限とした範囲内において交付額を決定しますので、増額請求はできません。

Q 3 補助対象経費とあるが、どのような項目が補助対象とならないのか？

A 3 例えば、据付に要する経費のうち、土地の取得及び賃借料は補助対象とはなりません。また、事業の実施に伴って発生する既存機器の撤去費用や同じく、処分費用についても補助対象項目からは外れます。(詳細に付きましては個別に当室までご相談願います)

Q 4 補助金の補助対象額には消費税は含まれているのか？

A 4 消費税を含めた事業費が補助対象額となります。

(6) 添付書類について

Q 1 補助対象経費に係る見積書については1社でも良いか？

A 1 原則として、3社以上の施工者からの見積書の写しが必要となり、価格の一番低い見積書の額を採用して頂きます。

Q 2 特殊製品等で、他社からは購入出来ないような機器の場合に見積書はどうしたら良いか？

A 2 理由書を別途、提出頂きます。(事前に当室にご相談願います。)

Q 3 工事を実施する際に補助金を申請している範囲外についても同時施工を行う場合に見積書については一括したものでも良いか？

A 3 可能な限り、本市に提出する見積書(請求書)については補助対象となる部分のみの見積書(請求書)を提出願います。一括でなければ提出できない場合については事前に当室へご相談願います。

Q 4 環境マネジメントシステムをまだ、取得していない場合、新たに認証を受けるにはどのくらいの期間が必要となるのか？

A 4 短期間で取得できるKES(ステップ1)であれば約7ヶ月程度で取得可能です。ISO14001であれば約12ヶ月程度で取得可能です。ただし、取得を希望される事業所の規模や人員によっても取得期間は変わりますので、詳しくは各認証機構へお問い合わせ願います。

(7) その他について

Q 1 補助金を受給した場合に企業情報はどこまで公表されるのか？

A 1 京都市補助金等の交付等に関する条例及び同施行規則により、次に掲げる項目について公表いたします。

- ・補助金等の交付の相手先
- ・補助金等の交付の対象となる事業
- ・温室効果ガス削減効果
- ・その他市長等が必要と認める事項